

答申第 202 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 27 日付けで諮問された神奈川県体育指導委員連合会に係る支出命令票等一部非公開の件(諮問第 161 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 平成10年度及び同11年度の神奈川県体育指導委員連合会支出命令票及び附属書類一式のうち、特定の社団法人の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。
- (2) 平成10年度及び同11年度の特定の駅伝競走大会分支出命令票及び附属書類一式のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。
 - ア 受注した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称
 - イ 特定の団体の振込先口座の口座名義人の名称
- (3) 実施機関が、平成4年度から平成8年度までの「職務専念義務の特例に関する条例」、「同規則」及び「同規則第2条第7号の承認事項」に関する文書を、保存期間が経過し、廃棄したため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成10年度及び平成11年度の神奈川県体育指導委員連合会の支出命令票及び附属書類一式（以下「連合会文書」と総称する。）、平成10年度及び平成11年度の特定の駅伝競走大会の支出命令票及び附属書類一式（以下「駅伝大会文書」と総称する。）並びに平成4年度から平成12年度までの「職務に専念する義務の特例に関する条例」、「同規則」及び「同規則第2条第7号の承認事項」該当の書類一切（以下「職務専念義務特例文書」という。）について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成12年9月14日付けで行った次に掲げる処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 連合会文書及び駅伝大会文書（以下「本件一部非公開文書」と総称する。）を神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分

イ 職務専念義務特例文書のうち、平成4年度から平成8年度までに係るもの（以下「本件公開拒否文書」という。）が存在しないとして、公開を

拒んだ処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件一部非公開文書に条例第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 教育委員会は、本件公開拒否文書について不存在を理由に公開拒否決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金等を含めて県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件として交付、県行政文書管理規程（県文書管理規程）は行政文書の保存期間を5年間と定めており公開決定の際は引継文書も確認して公開決定に臨むべき義務がある。

ウ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
連合会文書	法人担当者の氏名 補助金の交付先である特定の社団法人（以下「本件社団法人」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件社団法人口座情報」と総称する。）
駅伝大会文書	審判員、記録員及び医師（以下「審判員等」と総称する。）の住所、郵便番号及び電話番号 受注した業者（以下「本件法人」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件法人口座情報」と総称する。） 補助金の交付先である特定の団体（以下「本件団体」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件団体口座情報」と総称する。）

(2) 一部非公開部分について

本件一部非公開文書のうち、連合会文書及び駅伝大会文書に記載された法人担当者の氏名並びに審判員等の住所、郵便番号及び電話番号を条例第5条第1号の規定により非公開とし、連合会文書及び駅伝大会文書に記載された本件社団法人口座情報、本件法人口座情報及び本件団體口座情報を条例第5条第2号の規定により非公開とした。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

職務専念義務特例文書のうち、平成4年度から平成8年度までの文書は、文書の保存期間が経過し、廃棄済みであり、存在しないため公開拒否の決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件一部非公開文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるも

のも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- b 本件一部非公開文書のうち、法人担当者の氏名並びに審判員等の住所、郵便番号及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

- a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- b 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文該当性について

- a 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。
- b 口座情報について

- (a) 当審査会が見分したところ、連合会文書には、本件社団法人に対する補助金の振込先として本件社団法人口座情報が記載されていることが認められる。また、駅伝大会文書には、本件法人が受注した業務の代金の振込先として本件法人口座情報が記載され、本件団体に対する補助金の振込先として本件団体の口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件社団法人口座情報、本件法人口座情報及び本件団体口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件社団法人口座情報、本件法人口座情報及び本件団体口座情報の管理状況について検討する。

- (b) 本件法人口座情報は、本件法人が受注した業務の代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、このような情報管理の実態にかんがみると、振込先の口座に関する情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。

以上のことから、本件法人口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

- (c) 本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報は、本件社団法人又は本件団体が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

このような情報管理の実態にかんがみると、本諮問案件においては、本件社団法人及び本件団体は、本件社団法人口座情報又は本件団体口座情報を原則として本件社団法人又は本件団体の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

ただし、本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報のうち、口座名義人の名称については、既に本件行政文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件社団法人又は本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことからすると、本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報は、口座名義人の名称を除いて、これを公開することにより、本件社団法人又は本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件社団法人口座情報及び本件団体口座情報は、上記(ア) bで述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

当審査会において、神奈川県教育庁等文書管理規程を確認したところ、平成4年度から平成8年度までの文書については、平成11年3月31日に廃止された神奈川県教育庁等文書管理規程(昭和58年神奈川県教育委員会教育長訓令第2号)が適用されるが、同規程第47条第2項の「3年に属する文書の項」で「職員の服務に関する文書」は、保存期間を3年とするものと規定されている。

したがって、本件公開拒否文書の保存期間は3年であることが認められるため、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 27 日	諮問
平成 13 年 2 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 8 月 5 日 (第 37 回部会)	審議
10 月 12 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)